

令和7年度

公益財団法人荒川区自治総合研究所

事業報告書

自 令和7年4月1日
至 令和8年3月31日

公益財団法人荒川区自治総合研究所

I 庶務事項

1 役員等の異動

年月日	役職	氏名	適用
令和7年5月13日	評議員	井上 浩	就任
令和7年5月13日	評議員	柏崎 健二	就任
令和7年5月14日	理事	阿久戸 光晴	退任
令和7年5月14日	評議員	伊澤 英敏	再任
令和7年5月14日	評議員	高野 照夫	退任
令和7年5月15日	理事	西村 康子	就任
令和8年2月25日	理事	杉山 健二	就任
令和8年2月25日	監事	新木 啓弘	就任

2 理事会の開催

回	開催等月日	決議及び報告事項
第1回	令和7年 4月28日	議決事項 1 令和6年度事業報告について決定する。 2 令和6年度収支決算報告について決定する。 3 令和7年度第1回評議員会の招集について決定する。
第2回	令和7年 9月9日	報告事項 1 令和7年度前期事業報告について報告する。 2 外部理事及び外部監事の設置について報告する。
第3回	令和8年 2月12日	議決事項 1 令和8年度事業計画について決定する。 2 令和8年度収支予算について決定する。 3 令和8年度における資金調達及び設備投資について決定する。

		4 令和7年度第2回評議員会の招集について決定する。
		報告事項 1 令和7年度荒川区自治総合研究所の活動状況について報告する。

3 評議員会の開催

回	開催月日	決議及び報告事項
第1回	令和7年 5月14日	議決事項 1 令和6年度収支決算報告について承認する。 2 西村 康子を理事に選任する。
		報告事項 1 令和6年度の事業について報告する。
第2回	令和8年 2月25日	議決事項 1 令和8年度事業計画について承認する。 2 令和8年度収支予算について承認する。 3 令和8年度における資金調達及び設備投資について承認する。 4 杉山 健二を理事に選任するとともに、外部理事とする。 5 新木 啓弘を監事に選任するとともに、外部監事とする。
		報告事項 1 令和7年度の荒川区自治総合研究所の活動状況について中間報告する。

Ⅱ 事業実施の状況

1 調査研究・政策立案支援事業(定款第4条第1項第1号事業)

(1) 荒川区民総幸福度(GAH)に関する研究

① 趣旨

- ・ 「幸福実感都市あらかわ」の実現に向けて、荒川区民総幸福度(以下「GAH」という。)に関する調査研究を行った。GAHの研究については、荒川区民の幸福度を測る指標化の側面と、区民をはじめ荒川区に関わるすべての人や団体等が幸福について共に考え、地域の幸福のための活動につなげていく運動の側面を踏まえ取り組んだ。

② 調査研究の概要

- ・ 「住み続けたいと思うまち」をテーマに、過去 11 回分の区民アンケート調査の結果において関連する GAH 指標の相関係数等を調べて、荒川区の明るい未来の実現に向けた調査分析をした。

(2) 荒川区人口推計に関する研究

- ・ 2050年までの区の総人口等の推計について、区の各所属と調整しながら研究を行い、今後の区における、政策立案等に関する基礎資料とするための推計を行い、報告書を作成した。
- ・ 荒川区将来人口推計として、複数の方法により、2025年から2050年までの各年1月1日時点における、荒川区の国籍(日本人・外国人)・性別・年齢別、地域別人口を推計した。

(3) 地域コミュニティを支える組織、団体等に関する研究

- ・ 地域コミュニティを支える組織、団体等の現状等を研究し、区の各所属、団体等が抱える課題の解決や政策立案等に資するよう準備を進めた。
- ・ 先行研究の整理を進めるとともに、荒川区内の地域で活動する団体の長や区の所管部署へのアンケート調査やヒアリング等を行い、組織として抱えている課題や区との関わり等の実態を分析、整理した。
- ・ 区政世論調査やあらかわEモニターの調査結果等をもとに、区民の地域活動の参加意向や活動する団体の認知度等を調査した。

(4) GAH指標見直し研究

- ・ 文献および資料の収集整理、ヒアリングにより GAH のこれまでの歩みをおさらいするとともに、GAH を含めた世界中の政治・社会における、幸福追求と幸福度測定の経過と潮流を研究した。
- ・ 新しい GAH の作成に向けて、指標の試案や方向性についての検討を重ねるとともに、有識者や庁内の関係者との間で意見交換を行い、新しい荒川区の幸福度指標を検討した。

(5) ウェルビーイングに関する研究

- ・ ウェルビーイングについての国内外の最新の知見を得るため勉強会を開いた。ヒアリングを行い、ウェルビーイングに関する指標の作成や活用の過程についての知見を得た。
- ・ 年度末に向けて、これまでのヒアリング・勉強会で得たウェルビーイングの指標づくり・幸福度アンケート調査作成過程の最新の成果を中心に、これまで荒川区で行われてきた幸福度指標(GAH 指標)作成の経緯やウェルビーイングと社会関係資本の関係についての知見を加えて、中間報告書の作成を進めた。

2 人材育成事業(定款第4条第1項第2号事業)

(1) 区職員の研究員配置

- ・ 研究員として研究所に派遣された区職員については、非常勤研究員とともに研究活動に従事することにより、調査研究のノウハウを培うとともに、政策形成能力など職員の総合的な能力の向上に努めた。

(2) 区職員研修

- ・ EBPM・データ利活用について、調査研究の成果を踏まえ職員向けに研修動画を作成し配信した。
- ・ 研究所におけるGAH研究やEBPM・データ利活用の普及啓発と政策形成能力の向上のため、主任1年目及び入区2年目研修をそれぞれ11月5日、12月3日に実施した。

3 情報収集・発信・交流事業(定款第4条第1項第3号事業)

(1)「GAHレポート」の発行

- ・ GAH調査の結果を分析することで、区民が日々の生活や地域について感じていることなどを把握し、それを広く区民等と共有していくため、「GAHレポート Vol. 07」を発行し、配布の準備を進めた。

(2) ニュースレター「RILAC NEWS」の発行

- ・ 研究所における調査研究活動の動向を掲載した「RILAC NEWS No.29」及び幸せリーグ実務者講演会の内容等を掲載した「RILAC NEWS No.30」を発行し、区窓口や関係機関等に配布し周知した。

(3) GAH普及啓発

- ・ 全国市町村国際文化研修所(JIAM)の国際文化研修において、当研究所の職員が「ウェルビーイングと公共政策」の講義の中で、GAHの取組について、全国の自治体職員向けに講演を行った。
- ・ 東京農業大学地域環境科学部の科目「地域環境政策学」の講義に当研究所の職員が出講し、GAHの取組について学生向けに講義を行った。

(4) ホームページの運営

- ・ 研究所の概要、研究テーマ紹介、発行物紹介、調査研究活動等の情報を幅広く区内外に発信した。
- ・ 幸せリーグ専用ホームページにおいて、規約変更に伴う情報等を発信した。

(5) 全国の自治体シンクタンクとの交流

- ・ 令和7年11月に熊本県熊本市で開催された「第11回自治体シンクタンク研究交流会議」に出席し、GAHや幸せリーグ等の取り組みを全国の自治体に広めるとともに、交流や意見交換を通じて、研究等に関する幅広い知見を深めた。

(6) 住民の幸福実感向上を目指す基礎自治体連合(通称:幸せリーグ)運営支援等

- ・ 規約及び規程を改正し、幸せリーグの運営体制を整備した。これにともない、一般社団法人「しあわせ推進会議」(高知県)が8月に加盟した。
- ・ 実務者会議においては、令和6年度から引き続きテーマごとのグループでの議論を各グループについて行った。令和6年度に提起・調査を行った内容について議論を深め、1月27日に成果報告会を行った。
- ・ 参加自治体・団体数 62(令和8年3月31日現在)
- ・ 講演会については令和7年8月に加盟した一般社団法人しあわせ推進会議代表理事会長の小川雅弘氏(土佐経済同友会 特別幹事)に「高知県におけるしあわせ推進活動について」をテーマにご講演を頂き、実務者を対象にオンラインで配信した。

(7) その他の情報発信

- ・ 自治体や民間団体の視察等件数(テレビ会議含む)10件

※平成21年8月から令和8年3月末日までの視察・取材の実績は574件

令和8年4月16日

監 査 報 告 書

公益財団法人荒川区自治総合研究所

理事長 西 川 太 一 郎 様

公益財団法人荒川区自治総合研究所

監 事 笹島 健司

監 事 利根川 弘衛

監 事 新木 啓弘

私達は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第199条において準用する同法124条並びに公益財団法人荒川区自治総合研究所定款第9条に基づき、同財団の令和7年度における会計及び業務の監査を行い、次のとおり報告します。

1 監査方法の概要

- (1) 会計監査について、会計帳簿及び関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて実施した。
- (2) 業務監査について、事務局長及び関係職員から実施事業の報告を聴取するとともに、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて実施した。

2 監査結果

- (1) 財務諸表（貸借対照表・正味財産増減計算書）、財産目録及び収支計算書は、会計帳簿の記載金額と一致し、収支状況及び財産状態を適正に表示しているものと認める。
- (2) 事業報告書の内容は適正であると認める。
- (3) 理事の業務執行は適正であり、定款及び諸規程に違反する事実はないと認める。